

パブリックコメントで提出された意見及びその対応

番号	提出されたご意見の概要				ご意見への対応
	編	章	ページ	行	
1	(全体)	(全体)	(全体)	(全体)	保護区の目的が生態系の保全である以上、単なる海底地形の保全を目指すべきではない。 我が国のEEZのうち、科学的知見に基づき抽出された、沖合域における生物多様性の観点から重要度の高い海域(重要海域)を踏まえ、海洋保護区の候補地選定を進めることが必要と答申案では記載しております。ここでいう重要海域とは、EBSAクライテリア等を基本とした8つの基準に基づき、生態学的及び生物学的観点から、科学的・客観的に抽出したものであり、地形のみならず生物学的観点も踏まえ、抽出されたものです。その中で、さらに保護区候補地を絞り込むにあたっては、陸域の生態系と比較して海域の生態系は科学的に解明されていない事象が多く、特に沖合域においては、沿岸域ほど高い精度で科学的情報が蓄積されていないものの、予防的アプローチを沖合域の海底にも適用して、現在ある知見を基に海洋保護区の設定をして保全することが必要であるとしています。沖合域の海底地形の特徴に応じて様々な生態系が形成されていることから、地形は沖合域の海洋保護区の設定にあたり重要な情報となり得るものであり、原案通りとさせていただきます。
2	(全体)	(全体)	(全体)	(全体)	地形をもって保護区の設定をするのではなく、厳密な調査活動に基づく生態系の存在をもって保護区の設定をするべき。 VME自体はこれまで漁業分野を中心に議論されてきた概念であり、いわゆる海洋保護区として位置づけられておらず、今般の生物多様性保全を目的とした海洋保護区の制度設計に直接適用できるものではないと考えています。他方、我が国のEEZのうち、科学的知見に基づき抽出された、沖合域における生物多様性の観点から重要度の高い海域(重要海域)を踏まえ、海洋保護区の候補地選定を進めることが必要と答申案では記載しております。ここでいう重要海域とは、EBSAクライテリア等を基本とした8つの基準に基づき、生態学的及び生物学的観点から、科学的・客観的に抽出したものであり、地形のみならず生物学的観点も踏まえ、抽出されたものです。その中で、さらに保護区候補地を絞り込むにあたっては、陸域の生態系と比較して海域の生態系は科学的に解明されていない事象が多く、特に沖合域においては、沿岸域ほど高い精度で科学的情報が蓄積されていないものの、予防的アプローチを沖合域の海底にも適用して、現在ある知見を基に海洋保護区の設定をして保全することが必要であるとしています。沖合域の海底地形の特徴に応じて様々な生態系が形成されていることから、地形は沖合域の海洋保護区の設定にあたり重要な情報となり得るものであり、原案通りとさせていただきます。
3	(全体)	(全体)	(全体)	(全体)	FAOの「公海の深海漁業管理の国際指針」のVMEのクライテリア等を参考にし、かつ、VMEに係る国際的議論における我が国の方針と整合をとるべき。 VME自体はこれまで漁業分野を中心に議論されてきた概念であり、いわゆる海洋保護区として位置づけられておらず、今般の生物多様性保全を目的とした海洋保護区の制度設計に直接適用できるものではないと考えていますが、VMEの運用の仕方については今後の海洋保護区の管理において参考にさせて頂きたいと考えます。このため、答申案については、御意見を踏まえ、VMEに関連する国際的潮流の一つとして加筆いたしました。なお、御指摘のあった答申案253行目の「関連する国際法」は、国連海洋法条約等を指す想定で記述していることを申し添えます。
4	(全体)	(全体)	(全体)	(全体)	もし保護区が少数の希少種の存在水域を保護することまで目的とするのであれば、生息地等保護区により対応すべき。 VME自体はこれまで漁業分野を中心に議論されてきた概念であり、いわゆる海洋保護区として位置づけられておらず、今般の生物多様性保全を目的とした海洋保護区の制度設計に直接適用できるものではないと考えています。また、我が国のEEZのうち、科学的知見に基づき抽出された、沖合域における生物多様性の観点から重要度の高い海域(重要海域)を踏まえ、海洋保護区の候補地選定を進めることが必要と答申案では記載しております。ここでいう重要海域とは、EBSAクライテリア等を基本とした8つの基準に基づき、(希少種の情報以外の要素も含めて)生態学的及び生物学的観点から、科学的・客観的に抽出したものです。沖合域において、特定の希少種の保護を目的とする保護区の設定は現実的ではないため、原案通りとさせていただきます。

番号	提出されたご意見の概要				ご意見への対応	
	編	章	ページ	行		
5	(全体)	(全体)	(全体)	(全体)	届出者が自己の行為の影響や対策の説明が求められるならば、保護区の目的や対象を明確にすべき。	今後、海洋保護区の保全対象等については個々の海洋保護区の保全計画においても明記するとともに、申請・届出書類等作成の手引の提供を今後検討してまいります。このため、答申案については、原案通りとさせていただきます。
6	(全体)	(全体)	(全体)	(全体)	FAOの「公海の深海漁業管理の国際指針」のVMEのクライテリア等を参考にし、かつ、VMEに係る国際的議論における我が国の方針と整合をとるべき。	VME自体はこれまで漁業分野を中心に議論されてきた概念であり、いわゆる海洋保護区として位置づけられておらず、今般の生物多様性保全を目的とした海洋保護区の制度設計に直接適用できるものではないと考えていますが、VMEの運用の仕方については今後の海洋保護区の管理において参考にさせていただきたいと考えます。このため、答申案については、御意見を踏まえ、VMEに関連する国際的潮流の一つとして加筆いたしました。
7	(全体)	(全体)	(全体)	(全体)	既存漁場として利用している海域は海洋保護区の候補対象としないようにすべき。	答申案では、資源開発・利用等との調整を図って、社会的選択として海洋保護区の候補地選定を進めることが必要であるため、海洋保護区の指定及び見直しをする際は、パブリックコメント等で国民の意見を聴取するとともに、審議会等の意見を聴取することが適当であるとしております。御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
8	(全体)	(全体)	(全体)	(全体)	海洋保護区以外は開発できる場所と誤解されることがないように注意すべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
9	-	-	1	11-14	わずか2回の検討会で答申案がまとまっており、利害関係者から十分意見を求めたとは言いえない。	環境省では2011～2013年度の3カ年をかけて重要海域を抽出し、2016年に公表しました。その後、沖合域の生態系及び我が国の法制度の適用に係る基礎調査等を進め、多様な分野の学識者や関係省庁とも意見交換を重ね、制度設計の検討を進めて参りました。これらも踏まえ、本年度は審議会への諮問、検討会2回の開催、そして審議会での答申案の審議を重ねて、十分な議論と検討を進めて頂いたと認識しています。
10	1ほか	1ほか	1ほか	27-29ほか	ボン条約を批准すべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
11	1	1	2	51	越境して移動する種に対する配慮等の「連続性のある生態系保全」に関しての取組は弱いほか、漁業対象種の資源管理等についても課題がある。	沖合域の環境への影響要因のうち、海洋保護区の設定が有効に機能するものを整理した結果として、海底の攪乱に限定した次第です。回遊する漁業対象種等の保全に係る御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
12	1ほか	1ほか	2ほか	66-73ほか	沿岸・海洋の絶滅の恐れのある野生生物の現状を把握すべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
13	1	2	3	84	海洋生物多様性保全戦略の見直しを行うべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	提出されたご意見の概要				ご意見への対応
	編	章	ページ	行	
14	1	2	3	85	我が国の管轄権内の海域における海洋保護区は約8.3%と試算されているが、その多くは生物多様性保全に寄与した海洋保護区とはいえない。沖合に生物多様性保全を目的とした海洋保護区の設置をすべき。 現在国際的に推奨されている海洋保護区とは、海洋の生物多様性や生態系の保全を主な目的として、明確な範囲を持った特定の海域において効果的に設定される保護区であり、またそのための措置の内容は、地域における慣習などの法律以外の手法も含め、目的に照らして柔軟に決定されるものとなっています。また、生態系サービスの持続可能な利用は、生物多様性の保全と不可分であり、生物多様性の保全に資するものであるため、いずれかの生態系サービスを持続可能なかたちで利用することを目的とする場合も海洋保護区のひとつといえます。これらを踏まえ、我が国において、海洋保護区は「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」と、海洋生物多様性保全戦略により定義されています。この中には、資源としての水産動植物を保護すると同時に水産資源の持続可能な利用を目的とした共同漁業権区域のような保護区も含まれています。IUCN保護地域カテゴリーでも、こうした「自然資源の持続可能な利用を伴う保護地域」の意義を認めて、保護地域の1カテゴリーとして位置づけています。従って、このような保護区も含めて、我が国の海洋の生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用に貢献していると認識しています。御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
15	1	2	3	89	沖合海底に保全対象を限定するならば、沖合域(沖合海底域)における海洋保護区の設定などタイトルを変更すべき。 御意見を踏まえ、沖合域の海底に焦点を絞った海洋保護区のあり方について記述した2.～4.の各セクション・サブセクションタイトルにおいて「海底」の表現を加筆しました。
16	1	2	3	89	「沿岸域(領海かつ水深200 m以浅の場所)」に「内水を含む」を加筆すべき。 御意見を踏まえ、「領海(内水を含む。)」と加筆しました。
17	1	2	3	101	重要海域の抽出についても、生態学的に意味のある区域線の設定や区域の抽出されていないことなど多くの課題が残されている。 御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
18	1	2	3	107	「土砂の採取」が沖合域で実施される可能性は低く、「土砂類の有効利用としての海洋投入」に書き換えるべき。 調査目的での土石の採取は、海洋環境モニタリング調査等に伴う土石の採取が沖合域でも実施される可能性があるため、土石の採取の記述については原案通りとさせていただきます。また、御指摘のあった土砂類の有効利用としての海洋投入については、有効利用として想定される、底質改善、藻場、干潟の造成、深掘跡埋め戻しのいずれも、水深200m以深の沖合域で実施される可能性は低いと考えられることから、原案通りとさせていただきます。
19	1	2	3	110	逸失・投棄漁具によるゴーストフィッシングの深刻な野生動物への影響、プラスチックごみの野生生物による誤飲、さらにはマイクロプラスチックによる海洋生態系への影響についても記述すべき。 御指摘のあった例示については、既に答申案に記載している海洋投棄をはじめとする諸影響に派生する事象であるため、答申案については、原案通りとさせていただきます。
20	1	2	3	110	「海面上昇」が沖合域で顕著な影響を及ぼしている可能性は低く、「海面上昇」の記述を削除すべき。 御意見を踏まえ、「海面上昇」の記述を削除しました。

番号	提出されたご意見の概要				ご意見への対応
	編	章	ページ	行	
21	1	3	3	113	「豊かで」という表現は文学的で、当該答申には適当ではない。 御意見を踏まえ、当該記述は削除しました。
22	1	3	4	121	沖合の海洋保護区については省庁縦割りを解消し連携することが望まれる。 御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
23	2	-	4	131	一般論として、海山の種多様性は高くはない。 御意見を踏まえ、「一般的に」を加筆しました。
24	2	-	4	135	深海平原の微小生物の多様性も高いといえるのか。 過去に盛んに調査が行われており、その結果、一般的に深海平原の微小生物の多様性は高いとされていることから、原案通りとさせていただきます。
25	2	-	4	140-150	環境影響評価法の抜本的な見直し等をすべき。 御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
26	2	-	4	149	「現在ある知見を基に海洋保護区の設定をして保全することが必要である」は「現在ある知見を基に海洋保護区の設定をして保全することはやむを得ない」にすべき。 答申案でも記載しているとおり、沖合域の海底の生態系に対する影響要因の存在を考えると、現在ある知見を基に海洋保護区の設定をすることは必要であるといえると考えられ、答申案については、原案通りとさせていただきます。
27	2	-	4	155-159	「海洋保護区＝禁漁区」ではないことを丁寧に説明するべき。 御意見を踏まえ、「を、単なる禁漁区や鉱区禁止区域のように一律の禁止区域とするのではなく」と加筆しました。
28	2	-	4	156-157	出典元の英文も踏まえ、「保護と利用」を「保全と利用」に書き換えるべき。 御意見を踏まえ、「保護」を「保全」に書き換えました。
29	2	-	4	157-159	「自然環境の保護と資源開発・利用等の調和を図る区域」を「自然環境の保全との調和を図る範囲で資源開発・利用等を許す区域」に書き換えるべき。 御提案のあった「自然環境の保全との調和が図れる範囲で資源開発・利用等を許す区域」という書きぶりでも、「保全との調和が図れる範囲で」という表現を含んでおり、また他方で「利用等を許す」という表現を盛り込むことは海洋保護区の区域を示す表現としてはふさわしくないことから、原案通りとさせていただきます。
30	3	1	5	183-189	自然環境保全法及び環境影響評価法の抜本的な見直し等をすべき。 御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、自然環境保全法の陸域における施行状況については別途検討を行い、全体としては法改正の必要ない旨の結論が得られ、2018年11月に開催された中央環境審議会自然環境部会(第36回)にて報告し、了承されました。
31	3	1	6	202	他の保護区に関する法制度も複合的に活用をすべき。 今般の答申では沖合域の海底の保全に着目して、海洋保護区のあり方について検討した結果、自然環境保全法を基礎とすることが適当との結論に至ったものです。また、同法以外による取組については1.(3)の末尾で触れております。このため、答申案については原案通りとさせていただきます。なお、自然環境保全法では、水産動植物も含めて、生物の捕獲や採取等を規制する規定が同法第27条第3項第5号にあります。

番号	提出されたご意見の概要				ご意見への対応	
	編	章	ページ	行		
32	3	2	6	204-234	海山全体を調査した事例が多数ない限り、「海山であれば基部から山頂まで多様な環境を含めて保全しなければならない。」と書くことは、科学的ではない。	一般的には水深に応じて異なる生物が分布することを前提とすれば、海山についてその基部から山頂までを予防的に保全する必要性はあると考えられるため、答申案については、原案通りとさせていただきます。
33	3	2	6	208-210	保護区の指定等にあたっては関係業界側からも十分に意見を聞くべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
34	3	2	6	208-213	保護区の指定等にあたっては関係業界側からも十分に意見を聞くべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
35	3	2	6	208-213	保護区の指定等にあたっては関係業界側からも十分に意見を聞くべき。また、EEZでも関係する地方公共団体は存在し得ることから、これらの団体に意見表明の機会を与えるようにすべき。	領海・内水に海洋保護区を設定する場合には、当該区域の沿岸の地方公共団体が特定可能な場合に法定意見照会を行い、それ以外の場合は、関係し得ると考えられる地方公共団体に対し任意の意見照会を行うことを検討します。このため、答申案については、御意見を踏まえ、任意の意見照会をして配慮することが考えられる旨を加筆いたしました。また、関係業界側から意見を聞くべきという御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
36	3	2	6	212-213	EEZでも関係する地方公共団体は存在し得ることから、これらの団体に意見表明の機会を与えるようにすべき。	領海・内水に海洋保護区を設定する場合には、当該区域の沿岸の地方公共団体が特定可能な場合に法定意見照会を行い、それ以外の場合は、関係し得ると考えられる地方公共団体に対し任意の意見照会を行うことを検討します。このため、答申案については、御意見を踏まえ、任意の意見照会をして配慮することが考えられる旨を加筆いたしました。また、関係業界側から意見を聞くべきという御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
37	3	2	6	212-213	EEZでも関係する地方公共団体は存在し得ることから、これらの団体に意見表明の機会を与えるようにすべき。	領海・内水に海洋保護区を設定する場合には、当該区域の沿岸の地方公共団体が特定可能な場合に法定意見照会を行い、それ以外の場合は、関係し得ると考えられる地方公共団体に対し任意の意見照会を行うことを検討します。このため、答申案については、御意見を踏まえ、任意の意見照会をして配慮することが考えられる旨を加筆いたしました。また、関係業界側から意見を聞くべきという御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
38	3	2	6	214-216	「可能な限りどの生態系の種類もいずれかの海洋保護区に含めるよう指定することが必要である」という表現は、大陸棚以外の海底を(全て)保護区に指定することを求めているに等しく、適切ではない。	御指摘の箇所は、重要海域のうち、例えば海山、熱水噴出域、湧水域、海溝、深海平原、大陸斜面を対象として、可能な限りどの生態系の種類も、最低限、どこかの海洋保護区には含めるように指定することを求めています。なお、「重要海域」とは、2016年に生物多様性の観点から重要度の高い海域として既に選定されているものであり、大陸棚以外の海底を全て保護区に指定することにはなり得ません。このため、答申案については、原案通りとさせていただきます。
39	3	2	6	214-227	保護区の候補地選定は世界自然遺産の地域指定の在り方も考慮すべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
40	3	2	6	216	「いずれかの海洋保護区」という表現がどのような保護区を指しているかが不明瞭。	「いずれかの海洋保護区」とは、本答申案において検討している新しい海洋保護区のことであり、現時点で列挙することは困難です。このため、答申案については、原案通りとさせていただきます。
41	3	2	6	217-218	国際的な基準も踏まえ、科学的根拠に基づいて海洋保護区は指定されるべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	提出されたご意見の概要				ご意見への対応
	編	章	ページ	行	
42	3	2	6	233-234	我が国のEEZはNPFC管理海域と隣接することから、(NPFCにおける)VMEに係る国際的議論における我が国の方針と整合をとるべき。 VME自体はこれまで漁業分野を中心に議論されてきた概念であり、いわゆる海洋保護区として位置づけられておらず、今般の生物多様性保全を目的とした海洋保護区の制度設計に直接適用できるものではないと考えていますが、VMEの運用の仕方については今後の海洋保護区の管理において参考にさせて頂きたいと考えます。このため、答申案については、御意見を踏まえ、VMEに関連する国際的潮流の一つとして加筆いたしました。
43	4	1	6	236-311	行為者にベースライン情報を求めるのではなく、保護区設定の基本としてベースライン調査を保護区管理者が行うべき。 たとえば国際海底機構(ISA)の探査規則では、鉱物資源開発による海洋環境への影響・懸念があることから、鉱物資源開発にあたっては、海洋環境のベースラインの決定等を含め、情報提出を行為者に求めています。このような国際的動向も踏まえ、海洋保護区管理の向上のため、海洋保護区の管理者となる環境省自身が、保護区指定後も生物多様性の保全に資する情報の収集を継続し、データの蓄積や調査研究を行うことに加え、海洋保護区で行為の実施主体となる者に対して、海洋保護区の利用内容の事前説明や行為後の結果報告等を求めることとしています。
44	4	1	6	241-243	過度な規制とならないよう十分な配慮をすべき。 御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
45	4	1	7	244-245	科学的根拠に基づいて、「人為活動を規制し自然環境の保護を図る区域」は指定されるべき。 御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
46	4	1	7	244-249	人為活動を規制し自然環境の保護を図る区域においては環境に「著しく」影響を与えるおそれのある行為について原則禁止とすべき。 答申案では、人為活動を規制し自然環境の保護を図る区域においては、環境に影響を与えるおそれのある行為については原則禁止とした上で、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ない場合に限り、許可等を行うことが適当としております。すなわち、「環境に影響を与えるおそれのある行為」のうち「保全に支障を及ぼすおそれが少ない場合」以外が、申請等しても許可等がされないという整理にしており、御指摘の趣旨は含まれているものと考えます。
47	4	1	7	244-249	環境影響評価の技術は十分進化しておらず、何をもちて環境に影響を与えるおそれがあるかの判断基準は明確ではないことから、当面は予防原則に従うべき。 技術の進化に係る情報収集を行い、適切な運用に努めます。
48	4	1	7	248-249	規制対象行為による海底の自然環境への影響について、「自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ない」か否かの判断基準が不明瞭。 たとえば国際海底機構(ISA)の概査・探査規則には、海洋環境の保護・保全のため、深海底の探査活動が海洋環境に重大な害(Serious harm)を及ぼすと判断された場合は、活動の影響を防止するための管理措置をとるか探査実施許可を与えないこと等が明記されています。このような国際的動向も踏まえ、規制対象行為による海底の攪乱の情報や、そうした攪乱により影響を受けやすい生物・生態系が行為箇所周辺にどの程度存在しているかという保全対象の情報のほか、行為者からも必要な情報を求め、総合的に環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないか否かをケースバイケースで判断していく想定です。
49	4	2	7	251-279	海洋の遺伝資源を保全するための国内法措置も加味すべき。 御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

番号	提出されたご意見の概要				ご意見への対応
	編	章	ページ	行	
50	4	2	7	251-279	「沖合域における保全のために必要な措置」の執行機関が不明瞭。 1.(3)で「環境省は、これらの我が国の海洋生物多様性の保全について、…関係省庁と連携して推進することが重要である」と書いていた箇所を、「環境省は、これらの我が国の海洋環境の保全とともに…を考慮に入れながら、関係省庁と連携して以下の取組を推進することが重要である」に書き換え、御指摘のあった執行機関を明示するようにしました。
51	4	2	7	256-258	特定の漁業に対するネガティブな印象を与えないようにすべき。 御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
52	4	2	7	256-258	特定の漁業に対するネガティブな印象を与えないようにするべく、記述を抽象的なものにすべき。 規制対象に係る記述は、一定程度具体性を持った表現とする必要があると考えており、原案通りとさせていただきます。
53	4	2	7	256-258	特定の漁業に対するネガティブな印象を与えないように配慮すべき。 御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
54	4	2	7	256-258	適切な漁獲管理を行っている底びき網漁業については配慮すべき。 御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
55	4	2	7	259-260	土砂や化学物質の拡散や騒音が、何故、どのように悪影響を及ぼすのか疑問。 たとえば国際海底機構(ISA)による、深海底における海洋鉱物の探査に起因して起こりうる環境影響の評価に関する契約者向け指針の中でも、鉱物掘採に伴い生じる間接的影響の一つとして、懸濁水(ブルーム)が言及されています。また、生物多様性条約の締約国会議では、水中騒音による海洋生態系への影響について議論や関連の決定が出されています。こうした国際的動向に加え、これまでの検討会における専門家による議論の結果、答申案が纏められており、原案通りとさせていただきます。
56	4	2	7	259-263	届出者が自己の行為の影響や対策の説明が求められるならば、行為の内容に合わせて求める資料・説明等も分けるべき。 許可の基準や申請・届出書類等作成の手引を今後検討していく中で、御意見にあったとおり、行為の態様に応じた対応を進めてまいります。
57	4	2	7	260-263	届出に当たって届出者に過度な負担が課されないよう配慮すべき。 御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、申請・届出書類等作成の手引の提供を今後検討してまいります。
58	4	2	7	265-269	保護区設定前の利用者の権利が侵害されることがないよう配慮すべき。 御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
59	4	2	7	269-272	資源開発・利用に伴う保護区の見直しについて、過去に定めた面積を単に維持するための見直しは適当ではない。また、沿岸域の既存の保護区と管理・規制のあり方は整合をとるべき。□ 御指摘のとおり、海洋保護区は単純に面積を維持するために設定されるべきものではなく、保全の対象の状況も踏まえ、設定されるべきものです。本答申案では、一旦設定された保護区について、単純に保護区の総面積のみならず、自然環境の保全の程度(保護対象の自然の質及び保護規制の強さ)も縮小・低下させるような見直しは原則として行うべきでないことを書いており、御指摘の趣旨と相反しないものと考えます。また、海洋保護区は、それぞれの保全対象に応じた制度が適用されており、管理方針が異なることは問題無いものと考えます。

番号	提出されたご意見の概要				ご意見への対応	
	編	章	ページ	行		
60	4	2	7	277-279	保護区において漁業者に過度な負担が課されないよう配慮すべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
61	4	3	7	282	「関係省庁と連携・協議」を「関係省庁及び関係地方自治体と連携・協議」に書き換えるべき。	領海・内水に海洋保護区を設定する場合には、当該区域の沿岸の地方公共団体が特定可能な場合に法定意見照会を行い、それ以外の場合は、関係し得ると考えられる地方公共団体に対し任意の意見照会を行うことを検討します。このため、答申案については、「関係省庁と連携・協議」としていた箇所を「関係省庁等と連携・協議」に書き換えました。
62	4	3	8	291-296	「海洋保護区の指定後も生物多様性の保全に資する情報の収集を継続し」は海洋調査を行うのか、それとも(既存の)情報の収集を行うだけなのか。	御意見のあった二者(現地における海洋調査及び既存の情報の収集)については、どちらも該当し得ると考えられ、今後具体的な内容について検討してまいります。このため、答申案については、原案通りとさせていただきます。
63	4	3	8	291-296ほか	科学的知見の情報の管理及び公開の方法を検討すべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
64	4	3	8	295-296	「審査」「見直し」の執行機関が不明瞭。	1. (3)で「環境省は、これらの我が国の海洋生物多様性の保全について、…関係省庁と連携して推進することが重要である」としていた箇所を、「環境省は、これらの我が国の海洋環境の保全とともに…を考慮に入れながら、関係省庁と連携して以下の取組を推進することが重要である」と書き換え、御指摘のあった執行機関を明示するようにしました。
65	4	4	8	307	公海における国際的連携・協力に関する記述を追加すべき。	今般の答申では自然環境保全法を基礎として我が国の沖合域における海洋保護区のあり方についてとりまとめ、我が国の沖合域以外の保全についてはとりまとめ内容に入っておりません。このため、答申案については原案通りとさせていただきます。
66	4	5	8	309-311	環境影響評価法の抜本的な見直し等をすべき。	御意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
67	-	-	8	313-318	「最後に」と書かれている6行を答申の最初に書くべき。	当該箇所は、海洋保護区指定後の中長期的な視野に立って言及している内容であることから、原案通りとさせていただきます。